### 1.概要

介護保険の制度改正により、平成19年4月から市役所内に市直営の地域包括支援センターを1ヶ所設置。地域包括支援センターでは、業務の一環として介護予防支援業務が位置づけられており、軽度な介護保険認定者(要支援1・2)が、できる限り自立した日常生活を送り、自分でできることを増やしていくようなケアプランを作成し、支援していく。

平成 20 年 2 月 1 日現在、要支援の認定者は 510 人(要支援 1:230 人 要支援 2:280 人)であり、サービス利用者は 212 人で、42%の利用率となっている。内ケアプラン作成にあたっては直営 50 件、委託 162 件で委託率が 76%である。

## 2. 歳入の状況

(単位:千円)

区分	平成 20 年度	平成 19 年度
サービス収入	12,060	11,660
諸 収 入	18	1
歳 入 合 計	12,078	11,661

# 3. 歳出の状況

(単位:千円)

					• •
Σ	<u> </u>	5	}	平成 20 年度	平成 19 年度
サー	・ビス	、事業	業 費	11,626	10,830
予	佅	Ė	費	452	831
歳	出	合	計	12,078	11,661

# 1 サービス事業費

1 介護予防サービス費 1 介護予防サービス費

[担当:高齢福祉課] P.189

2001 介護予防サービス事業に要する経費 11,626,000円(10,830,000円)

[その他 11,626,000円]

\*特財積算根拠

[諸収入:介護予防サービス計画費収入 12,060,000 円のうち 11,626,000 円]

日的

介護保険の認定は受けているが、生活機能が改善される可能性が高い要支援 1・2 の方を対象として、個人にあった目標指向型の介護予防ケアプランを作成して要介護状態にならないように支援していく。

#### 内容

介護支援専門員臨時職員賃金	2,788,800円
ケアプラン作成委託料	7,200,000 円
地域包括支援センターシステム使用料	876,330円
システム保守点検委託料	228,480 円